

# インフルエンザの出席停止期間 早見表

★出席停止期間の基準★：発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。

インフルエンザは第2種の学校感染症として、出席停止期間が定められています。

発症した日、解熱した日は0日目として計算します。発症した次の日が発症1日目、解熱した次の日が解熱後1日目となります。

発症日は、病院を受診した日ではなくインフルエンザ症状（38℃以上の高熱・全身倦怠感等）が始まった日です。

（下記表をご参照ください↓）

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	可		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	可		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	可		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	可	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	可
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

（参考：「保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省）